

## **[事案 29-18] 保険料支払方法遡及変更請求**

・平成 29 年 10 月 19 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

月額保険料の支払方法について、募集人による誤った説明があったことを理由として、支払方法の遡及変更を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 28 年 8 月に契約した米ドル建終身保険について、契約時に募集人に対して、為替レートにより保険料が安くなる日に月額保険料を支払うことができるかどうか確認したところ、毎月 1 日の為替レートが適用されるので、できないとの誤った説明を受けた。これにより、有利な為替レートで支払う機会を失ったので、平成 28 年 12 月から同 29 年 7 月までの月払保険料を、同 28 年 11 月分の換算レートを適用して支払うこととしてほしい。

### **<保険会社の主張>**

募集人による誤った説明はなかったので、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約前後の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の誤説明があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。